

令和6年第1回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和6年1月 22 日(月) 午前9時 30 分

東浦町役場 2階 第1会議室

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和5年第 12 回定例会会議録承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第1号 令和5年第4回東浦町議会定例会における一般質問及び
回答について 【教 育 部】

日程第 4 報告第2号 区域外就学許可者について

【教 育 部】

日程第 5 各課報告

閉 会

 時 分

次回

第2回定例会

令和6年2月9日(金) 午前9時 30 分

場所 東浦町役場 2階 第1会議室

自由討議

令和5年12月・令和6年1月 教 育 長 報 告

(行 事 報 告)

【日 付】	【報 告 内 容】
12 月 26 日(火)	東海個性化教育学会研修会
1 月 4 日(木)	仕事始め
1 月 5 日(金)	知多地方教育事務協議会幹事会
1 月 7 日(日)	二十歳の集い
1 月 8 日(月)	絶品朝食会
1 月 10 日(水)	知多地方教育事務協議会
1 月 12 日(金)	学校経営会議
1 月 13 日(土)	教育フォーラム
1 月 16 日(火)	行政経営会議
1 月 17 日(水)	初任者研修会閉講式
1 月 18 日(木)	教育委員視察研修会
1 月 19 日(金)	地教委面談
1 月 22 日(月)	第1回教育委員会定例会

令和5年
第4回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者(質問順位2)前田 明弘 議員

1. 9月からスタートしたひがしうら地域クラブについて

土日の学校部活動の地域移行に伴いひがしうら地域クラブがスタートして3ヶ月以上が経ちました。多くの課題が山積みのなか企画立案された教育委員会、また特に関わっていただいたスポーツ課には感謝申し上げます。新たな地域クラブの構築への一歩として生徒達は土日の活動について種目や活動場所など考慮しながら選択肢を見つけ出して成長過程の核として取り組んでいます。また、各種目に携わってみえる指導者の方々には敬服いたします。そこで伺う。

- (1)現在の活動状況について伺う。
- (2)部活動地域移行のメリット・デメリットについて伺う。
- (3)学校の働き方改革に及ぼす関係や影響について伺う。
- (4)保護者の方の負担について伺う。
- (5)指導者の講習会の開催状況及び内容について伺う。
- (6)部活動を地域移行したことにより、生徒の体力は今後向上すると考えているのか見解を伺う。

【回答】ご質問1点目の「9月からスタートしたひがしうら地域クラブについて」お答えします。

(1)「現在の活動状況について」ですが、11月19日現在、会員数は81名、指導者51名で「サッカー」、「バスケットボール」、「ハンドボール」、「剣道」、「柔道」の5つのクラブの活動を実施しています。

活動回数は各クラブ、「サッカー」6回、「バスケットボール」9回、「ハンドボール」10回、「剣道」7回、「柔道」7回の活動を実施し、延べ331名の会員が参加しています。

9月から11月は、学校行事や部活動の大会、テスト週間などが重なることも多く、参加者数の変動はありましたが、毎週50名程度の会員が活動に参加している状況です。

次に(2)「部活動地域移行のメリット・デメリットについて」ですが、メリットとしては、学区に関わらず、会員の趣向に合った活動機会を提供できるようになったことだと考えています。従来の町内中学校の部活動は、生徒が自分の中学校にある部活動の中から活動を選択することから、学校の規模によって選択肢の数に大きな格差がありました。

しかし、「ひがしうら地域クラブ」は、学区の枠を取り払い、町内中学生なら誰でも参加できるとしたことで、公平に活動機会を提供できるようになっています。例えば、ハンドボールは、部活動としては東浦中学校にしかありませんが、地域クラブの「ハンドボールクラブ」には、3中学校すべての生徒が参加しています。このように、

住んでいる場所によって選択肢が制限されるといった部活動の問題を解消し、生徒が継続的に活動できる環境を生み出すことができていると考えています。

次に、デメリットについてです。国からも少子化対策として、学区に関わらず活動できる環境を整備することが求められているため、「ひがしうら地域クラブ」もその方針に則り運営しています。そのため、生徒によっては、部活動と比べると活動場所までの距離が遠くなり、移動に負担がかかる場合があることがデメリットと考えていますが、活動については、町運行バスうららのダイヤにあった開催時間に行っていることから、うららの利用も呼び掛けています。

また、地域クラブの運営には費用がかかるため、任意参加の活動をすべて公費で賄うことは、受益者負担の考えに反するとの判断で、参加者から可能な限り低廉な参加料を徴収していますが、今後活動が増えるにつれ、町の負担が増えることから、参加料値上げの負担を求めないといけないこともデメリットと考えています。

次に(3)「学校の働き方改革に及ぼす関係や影響について」ですが、本町の 10 月における時間外在校等時間は、2022 年度は中学校教職員のうち、45 時間超は 49 パーセント、うち 80 時間超は 8.2 パーセント、うち 100 時間超は 2.0 パーセントでした。2023 年度は 45 時間超は 20.9 パーセント、うち 80 時間超は 0.9 パーセント、うち 100 時間超は 0 パーセントとなりました。

2022 年度中学校教職員の平均時間外在校等時間は 47 時間 0 分、2023 年度は 30 時間 9 分です。

休日に出勤している教職員の数も減っていると聞いておりますので、平均時間、また時間外在校等時間の割合を見ると、まだ 45 時間超の教職員はいるものの確実に働き方は変化したものと認識しています。

次に(4)「保護者の方の負担について」ですが、10 月に指導者・会員に行ったアンケート調査でも、保護者から送迎の負担が増えたという意見があげられました。

一方、指導者からは、活動場所・日時が固定されていることで、運営計画が立てやすいという意見も出ているため、今後は指導者と相談しながら、活動場所をローテーションするなどの対策も講じる必要があると考えています。

部活動が、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する活動であるのに対し、地域クラブは将来にわたりスポーツ・文化活動に継続して親しむきっかけの場であるため、性質の異なる活動ではありますが、部活動と比較して、地域クラブは毎月参加料が必要となることも負担になっていると考えています。

次に(5)の「指導者の講習会の開催状況及び内容について」ですが、2023 年度は、「ひがしうら地域クラブ」の立ち上げに伴い、今までに 8 月 19 日、9 月 2 日、11 月 19 日の 3 回実施し、今後は 2 月 3 日に第 4 回の指導者養成講習会を計画しています。受講者は 8 月 19 日は 33 名、9 月 2 日も 33 名、11 月 19 日は 25 名

が受講し、計 91 名の指導者が講習を修了しています。

講習会の内容としましては、「東浦町の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」や「育成年代における練習アプローチ」「モラル・ハラスメント」についての講義の他に、AED や心肺蘇生などの救急法の実技研修を行っています。

今年度の4回の講習会は、同一内容で実施しますが、来年度以降は「ひがしうら地域クラブ」の運営状況などを鑑みながら、指導者に必要な知識・技能が提供できるように、講習内容の見直しを図っていきたいと考えています。

次に(6)の「部活動を地域移行したことにより、生徒の体力は今後向上すると考えているかについて」ですが、スポーツ分野に限定してお答えしますと、今後も、地域クラブや既存のスポーツ団体等を含めた「地域」で生徒がスポーツに触れられる機会を拡充しつつ、学校現場では削減された労働時間の一部を体育授業改革などに充てていくなど、地域と学校が連携を図ることで、体力は向上していくと考えています。

また、新体力テストの結果からも、本町は知多管内では高い水準を保っているものの、コロナ禍等の影響もあり、年々体力テスト結果が低下傾向にありましたが、2023 年度は総合評価C以上の割合及び平均点ともに 2022 年度と比較すると向上傾向となっています。このことから、地域と学校の連携が体力向上につながっていると一定の手ごたえを感じています。

今後とも、地域と学校が連携することで、生徒たちにとってよりよいスポーツ環境が構築され、体力の向上が見込まれると考えています。

質問者(質問順位 10) 杉下 久仁子 議員

1. だれ一人取り残さない(インクルーシブ)教育に向け、早期発見と支援の充実を
(1)セカンドステップ研修(※1)の認識と導入は。

情緒表現や相手の感情を読み取ることが難しい子どもに対して、問題にぶつかったときに感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決する能力と、怒りや衝動をコントロールできるように計画されたレッスン内容をセカンドステップ研修と言います。

とくに発達障害や知的障害をもつ子どもが孤立することなく、また保護者や教員も子どもとのコミュニケーションでの戸惑いや不安を減らしていく効果があると言われています。

先行して取り入れている近隣自治体として東海市が行っていますが、本町でのセカンドステップ研修に対する認識と導入の考えは。

※1・アメリカワシントン州シアトルにある NPO 法人が開発した教育プログラム。心の知能指数を育て、集団生活の中でコミュニケーション能力を培う教育。(COMMITTEE FOR CHILDREN JAPAN NPO 法人日本こどものための委員会 HP より)

(2)発達性ディスレクシアのある子どもへの支援は。

生まれつき読み書きに困難のある「発達性ディスレクシア」と呼ばれる特性のある人が日本では約8%いるとの調査結果があります(発達性ディスレクシア研究会 HP より)。例えば 40 人クラスの場合に約3人いる可能性があります、気づかれず見逃されるケースもあります。

多くは知的発達に問題がないものの、読み書きに困難があり授業やテストでのつまずきや周囲の配慮不足により、自信をなくしたり不登校につながることもあります。「早期発見と支援(※2)」によって防ぐことも可能といわれています。

早期発見の取り組みや適切な支援・指導のできる教員の育成・配置の考えは。
※2・茨城県つくば市などで、入学時に間違いやすい 10 字を読ませる検査で、つまずいた子に入学後にフォローし、効果を上げている。これにより長久手市は、すでに取り組んでいるつくば市の方法を参考にして適切な支援や指導ができる教員を養成する方針を明らかにした(中日新聞 2023.10.28/14P 県内版より)。

(3)先の取り組みの他、インクルーシブ教育の推進に向け色覚異常やHSP(※3)等の特性のある子どもに早期に気づき対応するための取り組み及び合理的配慮も必要ですが、現在の状況と今後の取り組みはどのようなになっているか伺う。

※3・ハイリー・センシティブ・パーソン:感覚処理過敏症、生まれつき非常に感受性が強く敏感な気質を持った人。

【回答】ご質問1点目の「だれ一人取り残さない(インクルーシブ)教育に向け、早期発見と支援の充実を」についてお答えします。

(1)の「セカンドステップ研修の認識と導入は」についてです。情緒表現や相手の感情を読み取ることが難しい児童生徒が問題にぶつかったときに感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決したり、怒りや衝動をコントロールできるようにしたりする能力を高めていくことは重要だと考えます。障がいのある児童生徒は、障がいによって日常生活や学習の場面でさまざまなつまずきや困難が生じるため、通常の教科指導をしているだけでは十分とは言えません。そこで、自立活動の指導が必要とされ、各小中学校で取り組まれています。本町では、2023年度に通級指導教室の拠点校を6校設置し、発達障害のある小学校75名、中学校36名の児童生徒に対して通級による指導として自立活動の指導を行っています。自立活動では、障がいのある児童生徒が自立し、社会参加するには、各教科等で学ぶ知識や技能等の他に、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を身に付けていく必要があります。町内小中学校の特別支援学級在籍の小学校114名、中学校38名の児童生徒に対してもこの自立活動の指導を行っています。実態に応じて自立活動の項目を選定し、計画的に指導を行うことで、発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりしています。本町では、通級指導教室の設置校を増加し、自立活動の充実ができるよう進めていきます。また、特別支援学校による地域支援として行われている発達障害児等支援・指導検討会や巡回相談活動を県に申請し、各学校での発達障害のある児童生徒の対応について指導助言を得る研修を行っています。2023年度は小学校で4校、中学校で2校実施しています。通常の学級や特別支援学級の担任、特別支援教育コーディネーターが参加をし、対応を改善していく機会となり、児童生徒の成長につながっています。これらの体制によって、発達障害のある児童生徒のよりよい対応について研鑽を積むことができた各学校で成果が上げられています。セカンドステップ研修の導入は、費用面や有効性などを見極めて慎重に判断していきますが、家庭と学校が連携し、児童生徒が障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を身に付けていける支援体制づくりを今後も強化していきます。

次に(2)の「発達性ディスレクシアのある子どもへの支援は」についてです。町内小中学校において、発達性ディスレクシアを含む学習障害の診断もしくは疑いのある児童生徒は、小学校で52名、中学校で10名となっております。早期発見の取り組みとしましては、就学時健康診断の際に知能検査を実施し、配慮の必要な園児を把握しています。小学校就学後は、必要に応じて保護者と連携し、学級担任や特別支援教育コーディネーターから関係機関につなぎます。また、町内での療育に関する記録や幼稚園や保育園等からの情報共有を基に、特別支援教育担当指導主事や子どもと親の相談員が園児の様子を参観したり、配慮が必要な園児の家庭と教育相談をしたりすることも行っています。小学校就学時には、保護者同意のもと個別の教育支援計画を町立保育園から小学校へと引き継ぎます。小学校就学以前に個別の教育支援計画を作成していない児

童については、小学校低学年の段階から作成できるよう保護者と連携していきます。適切な支援や指導ができる教員の育成や配置についてですが、町内の中で特別支援教育コーディネーター代表が研修を受講し、他の教員や伝達講習をしています。また、県において毎年発達障害児等基礎理解推進研修を受講する機会が設定されており、学習障害をはじめとした発達障害のある児童生徒への対応について幅広く研修が受けられる体制となっております。

次に(3)の「色覚異常や HSP 等の特性がある子どもに早期に気づき対応する取り組みや合理的配慮の現在の状況、今後の取り組み」についてです。学習障害での対応と同様に、町内での療育に関する記録や幼稚園や保育園等からの情報共有を基に、特別支援教育担当指導主事や子どもと親の相談員が園児の様子を参観したり、配慮が必要な園児の家庭と教育相談をしたりして対応します。小学校就学前に、家庭と学校で教育相談をし、学校における合理的配慮について検討をしていきます。合理的配慮については、個別の教育支援計画の中に明記し、児童生徒に関わる教職員に対して共有を図ります。色覚異常合理的配慮の例としましては、教科書の背景色と文字色を児童生徒に合わせて変更できるデジタル教科書の活用をしたり色覚異常の児童生徒でも見やすいように作られたチョークを採用したりしています。HSP 等の児童生徒に対する合理的配慮はケースバイケースとなりますが、本人の学校生活における困り感に寄り添い、保護者と学校とで合意形成をしながら決定していきます。毎学期ごとに見直しをし、合理的配慮の充実を図っています。

3. 学校内科健康診断での上半身脱衣の中止を

東浦町では学校の内科健康診断(以下、内科健診)の実施方法を上半身脱衣とする方針が出され、2022 年度に 2027 年度にかけて、小学生から段階的に進めていくことになっています。

東浦町教育委員会・東浦町学校保健会から保護者向けに「健康診断の実施方法についてのお願い」というプリントが児童生徒を通じて配布されました。この内容は、「より正確に心臓の病気や背骨の曲がり、胸郭の様子を診断するために、お子さまのプライバシーに十分配慮したうえで、今後、段階的に上半身脱衣による内科検診を行います。」というものでした。

当時、保護者からの相談で 2022 年9月議会の一般質問で取り上げ、健診方法の再検討を求めましたが、「保護者からの申出により脱衣の程度について配慮をした上で内科健診を実施していますので、現時点では内科健診の方法を再検討することは考えていません。」との答弁でした。

子どもの人権を守り精神的負担を軽減するため、また全国的にも脱衣で行う内科健診の改善を求める声があることや署名活動も行われた背景をふまえ、改めて本町でも学校内科健診の上半身脱衣を中止するよう求め、以下に質問します。

(1) 保護者や子どもたちからの申出による配慮を行っている件数または割合は。

(2) 昨年 12 月 12 日付で、文部科学省より『「脊柱側弯症検診に関する調査研究事業」における脊柱側弯症機器検診に関する調査と機器検診モデル事業実施自治体の公募について』が出されています。その通知と機器による検診の導入について見解は。(調査項目：(1)学校健診における側弯症機器検診の実施状況に関する調査、(2)令和5年度の機器検診モデル事業参加のご意向に関する調査)

(3)性の多様性や包括的性教育の視点から人権問題となる可能性もある学校内科健診の上半身脱衣の方針をやめ、下着やラップタオルの着用を可能とする考えは。

【回答】ご質問3点目の「学校内科健康診断での上半身脱衣の中止を」についてお答えします。(1)の「保護者や子どもたちからの申出による配慮を行っている件数」についてです。

2023 年度の内科健診で保護者や子どもたちからの申し出により脱衣の程度に配慮を行った件数は、町内の中学校の6件でした。

内容としましては、2021 年度に東浦町教育委員会として決定しました「小中学校における健康診断の脱衣による実施」では、「2022 年度から 2027 年度にかけて段階的に脱衣による健診を開始するが、可能な学校は学年を問わず実施する。」としています。2023 年度の段階では小学校5年生までが脱衣による健診の対象ですが、当該中学校では学校医から脱衣健診の申し入れがありました。今回の配慮を行った件数は、保護者からの要望により体操服を着たままで、直接体には触れず、聴診器を体操服の中に入れて診察したケースが1名、体操服を首からかけ袖から腕は抜いた状態で、診察時に胸が見えないところまで上げて聴診器を体操服の中に入れて診察したケースが5名ありました。

(2)の「脊柱側弯症検診機器の通知と機器による検診の導入への見解」についてお答えします。

脊柱側弯症検診機器が、脊柱側弯症の早期発見に有効であることは、町教育委員会としても認識しております。

しかしながら、脊柱側弯症検診機器は、脊柱側弯症の発見にのみ有効な機器との認識であり、胸部中央がへこんでしまう漏斗胸や皮膚の病気の疑いがあるなど、さまざまな病気の発見には医師の健診が必要となります。学校健診においては、複数の病気に関して、総合的な判断が必要となりますので、学校医との相談の結果、医師による従来の健診を継続していくこととしました。

(3)の「下着やラップタオルの着用を可能とする考え」についてお答えします。

脱衣による内科健診は、児童生徒の意思に反してまで強制されるものではありません。実際に、学校においては、保護者や児童生徒からの申出により脱衣の程度に配慮をしたうえで、内科健診を実施しています。

学校における内科健診においては、乳幼児健診では発見されなかった病気、成長につれて起こった病気が見つかることも少なくありません。児童生徒本人や保護者へは、脊柱側弯症や漏斗胸といった思春期に進行する病気の早期発見が非常に大切であること、それら病気の見落としが少なくなるよう脱衣を求めていること、それでも抵抗を感じる場合には脱衣は強制されるものではないこと、といった内科健診の内容を継続して説明していくことで、児童生徒本人や保護者が共に納得したうえで内科健診に臨んでいただく方針で進めております。

また、内科健診の実施にあたっては、児童生徒の人権やプライバシーにも配慮した健診を実施していくことが大切であり、待機中は体操服を着たままとする、健診スペースは衝立てで覆ってひとりずつ入る、健診スペースには医師と同性の教員の2名が立ち会う、健診スペースに入ってから体操服を脱ぐなどの工夫をし、実施しております。先ほど説明いたしました中学校の例では、町の方針として今年度は必ずしも脱衣でなくてもよい段階でしたが、可能と判断して実施したケースであるため配慮を行いました。上半身脱衣による内科健診を段階的に実施していく方針に変更はありません。完全実施となった段階でやむを得ず脱衣での健康診断を受けられない場合は、事前に学校へ申し出ていただいたうえで、かかりつけの医療機関などで受診をし、その結果を学校に提出していただくようお願いすることになると考えています。

質問者(質問順位 12) 間瀬 宗則 議員

2. 発達性読み書き障がい(ディスレクシア)について

発達性読み書き障がい(ディスレクシア)は、全体的な発達に遅れはないのに文字の読み書きに限定した困難がある、学習障がいの中の一つとして知られている。

知的能力や会話に問題はないので、周りからは障がいが気づかれにくいですが、読み書きが難しいことで、文章を読むのが遅い、読み間違えるといった症状があり、授業についていくことが難しく、学業不振や不登校になるなど、二次的な学校不適応などが生じる障がいといわれている。

令和5年9月定例県議会の一般質問に対する県教育長の答弁では、文部科学省による昨年度の全国調査で、通常学級に在籍する小中学生の 3.5%が読み書きに著しい困難を示し、「愛知県でも同様であると推察される」と述べている。また、専門家の調査によると、生まれつき読み書きが困難な子どもは児童全体の7~8%を占めるが、気づかれず見逃されるケースがあるという。知的能力の低さや勉強不足が原因ではなく、脳機能の発達に問題があるとされており、私がうかがった保護者の話として「周囲からはできない子だと思われ、本人自身はどんなに努力してもできない自分に向き合う毎日が続く自己肯定感は下がり切っていた」との話を聞きました。教員や親など、周囲の理解と適切なサポートがあれば、困難な状況は軽減できると言われていることから、ディスレクシアの支援体制について、以下4点について質問します。

(1)小中学校において、ディスレクシアの疑いのある児童・生徒をどの程度把握しているのか伺います。

(2)茨城県つくば市では、ディスレクシアの可能性のある児童・生徒を早く見つけて、支援を行うことで読み書きのスキルが確実に向上しているとのこと。本町においてもつくば市の取り組みを採用して、早期発見・早期対応システムの導入と適切な支援や指導ができる専門的な教員を育成する考えについて伺います。

(3)発達障がいやディスレクシアに対する合理的配慮について、小中学校の教員にどのような研修がされているのか伺います。

(4)令和5年9月定例県議会の一般質問で、県教育長の答弁として、令和6年度から毎年、通常学級の担任らにディスレクシアの特性や支援方法などを学ぶ研修を行うと表明している。研修の対象者や開催方法など、どのように行うのか把握していることがあれば伺います。

【回答】ご質問2点目の「発達性読み書き障がい(ディスレクシア)について」についてお

答えます。

(1)の「小中学校におけるディスレクシアの疑いのある児童・生徒の把握」についてです。町内小中学校において、発達性ディスレクシアを含む学習障害の診断もしくは疑いのある児童生徒は、小学校で52名、中学校で10名となっております。

(2)の「つくば市の取り組みを採用して、早期発見・早期対応システムの導入と適切な支援や指導ができる専門的な教員を育成する考え」についてです。

早期発見の取り組みとしましては、就学時健康診断の際に知能検査を実施し、配慮の必要な園児を把握しています。小学校入学後は、必要に応じて保護者と連携し、学級担任や特別支援教育コーディネーターから関係機関につなぎます。また、町内での療育に関する記録や幼稚園や保育園等からの情報共有を基に、特別支援教育担当指導主事や子どもと親の相談員が園児の様子を参観したり、配慮が必要な園児の家庭と教育相談をしたりすることも行っています。適切な支援や指導ができる教員の育成や配置についてですが、本町の教員の代表として特別支援教育コーディネーター代表が研修を受講し、他の教員へ伝達講習をしています。また、県において毎年、発達障害児等基礎理解推進研修を受講する機会が設定されており、学習障害をはじめとした発達障害を抱える児童生徒への対応について幅広く研修が受けられる体制となっております。ディスレクシアを含む学習障害の診断もしくは疑いのある児童生徒への各小中学校での対応としましては、苦手なことを軽減する、本人の勉強しやすい方法を認める、得意なことを生かして苦手を補うといった手法を取り入れ、成功体験を味わわせることを大切にしています。個別の対応によって、支援体制を構築してきておりますので、つくば方式の導入は慎重に判断していきますが、今後も家庭と学校が連携し、ディスレクシアを含む学習障害を早期発見できる支援体制づくりを目指します。

(3)の「発達障がいやディスレクシアに対する合理的配慮について、小中学校の教員にどのような研修がされているのか」についてです。先ほども述べましたとおり、特別支援教育コーディネーター研修、発達障害児等基礎理解推進研修で合理的配慮についての研修があります。また、必要に応じて特別支援学校による地域支援を申請し、発達障がいやディスレクシアに対する合理的配慮について助言をいただくこともあります。

(4)「県議会での通常学級の担任らにディスレクシアの特性や支援方法などを学ぶ研修を行うと表明された内容の把握」についてです。愛知県特別支援教育課に確認をさせていただきましたが、現時点では前述した、特別支援教育コーディネーター研修、発達障害児等基礎理解推進研修の中に取り入れていく方向性であると聞いております。本町としましても、町内での特別支援教育の研修において発達障がいやディスレクシアに対する合理的配慮についての研修会を設定し、特別支援学級担任や通級指導教室担当だけでなく、通常の学級担任や学校生活支援員など様々な機会で見学児童生徒と関わる教職員に研修への参加機会を設けていきたいと考えています。

質問者(質問順位 13) 長坂 知泰 議員

2. PTAのあり方を問う

わが国では、第2次世界大戦後にPTAが生まれた。昭和 21 年3月に、日本の教育の民主的改革のために来日していたアメリカ教育使節団が報告書を提出、それを受けて文部省(現在の文部科学省)は昭和 22 年3月に「父母と先生の会—教育の民主化のために」という冊子を作成し各都道府県知事あてに配布しPTAづくりを推奨。これにより本町(当時東浦村)各学校は、昭和 22 年6月に片葩小学校PTA設立を契機に全校でPTAを発足させ、昭和 26 年 11 月には東浦町PTA連絡協議会を結成。戦後の家庭・学校及び地域社会における児童・生徒の福祉を増進させてきた役割は大きな評価を得ている。しかしながら、この本町最大の社会教育関係団体である東浦町PTA連絡協議会を中心としたPTA組織も大きく、そのあり方の変革を迫られていると言わざるを得ない。個人情報取得の問題、PTA会費の引落としや会員の強制加入等の問題は「熊本PTA裁判」(注)を契機として社会問題化したため、令和5年4月には名古屋市立小中学校PTA連絡協議会が「PTA運営ガイドライン」を策定し、入会意思確認や個人情報の取扱い等について改革の指針を明示したところである。そこで本町におけるPTA団体の組織のあり方について伺う。

(注)2014 年に熊本市立帯山西小学校の保護者がPTAに対して行われた裁判。2017 年に福岡高裁で和解。

(1)本町のPTA団体は、各小中学校に事務局を置き、各学校長を役員としているが、町としてどのような位置づけとして捉えているのかご所見を伺う。

(2)PTA団体は、入会申込書を取得し、会員の加入意思を確認しているかご所見を伺う。

(3)PTA団体において、個人情報の保護は適切に運用がなされているかご所見を伺う。

(4)PTA会費は、ほとんどの小中学校において学校指定の口座から学校関係費と共に引落としがなされていると思われるがPTA会費の引落とし事務に関して会員にどのような説明がなされているかご所見を伺う。

(5)PTA役員・委員の選出に関し各学校に会員からの苦情は無い。また苦情があるとすれば、その際に退会の任意性などの説明がなされているかご所見を伺う。

【回答】ご質問2点目の「PTA のあり方」についてお答えします。(1)から(5)は関連がありますのでまとめてお答えします。

我が国の PTA の歴史は、1945 年に当時の文部省が発表した「新日本建設の教育方針」から始まります。その後、アメリカから派遣された教育の専門家による戦後の日本の教育に関する基本的な方向性を示す米国教育使節団報告書によって PTA の設立と普及を推奨する方針が掲げられ、当時の文部省が PTA 結成の手引書を作成し、全国的に PTA の指導、支援を行ったことから広まったと言われています。こういった PTA 設立の勧奨活動により、各地域で PTA 設立の気運が高まり、一気に組織化が図られるようになりました。

手引書の公表から1年後の 1948 年4月には、全国の PTA 設置状況は小中学校とも7割近くに達し、その2年後の 1950 年1月の調査では、全国の小学校のうちの 93 パーセント、中学校で 89 パーセントと、全国で極めて多くの学校に PTA が作られました。

このように広まった PTA は、会の趣旨に賛同する保護者と教職員によって構成される任意の団体であり、保護者と教職員が一体となって教育の振興を図り、児童・生徒の幸福を増進することを目的とした社会教育法で定められた社会教育関係団体であると認識しています。

本町の小中学校における各単位 PTA についても、学校ごとに会則を定め、会の目的や活動、組織に関すること、役員に関すること、会費に関することなどが規定されています。

社会教育法では、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」とあり、PTA については、あくまでも自主的に運営される団体であると考えています。

本町としましては、各単位 PTA の活動についての干渉は行っておらず、運営の詳細についても各単位 PTA の自主性に委ねているところです。

従いまして、役員の位置づけや、加入確認、個人情報保護、PTA 会費の徴収については、各単位 PTA で適切に運用されているものと認識しており、また、会員の方への説明についても、各単位 PTA の判断により適切に処理されているものと認識しております。

しかしながら、他自治体の PTA ではその活動や PTA への参加のあり方について大きく見直しがなされている事例もあると聞いています。時代の流れにともない、これまで通りの運営が時代にそぐわなくなることも十分あると考えられるため、PTA が自身のあり方を考え直すことも必要であると考えます。

東浦町小中学校 PTA 連絡協議会では、各単位 PTA における入会意思の確認についてや、役員をはじめとする組織体制など、時代の流れに即した PTA のあり方を各単位 PTA 役員の方と情報交換し共有していると伺っています。

社会教育団体である PTA には、自らが時代に合った PTA のあり方を作り出し活動していくことを期待し、見守っていきたいと考えています。

令和5年度 学校教育課報告

令和6年1月

児童生徒数(1月9日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	5	40	5	35	2	22	4	25	4	25	1	22	21	169
	女	0	29	2	33	3	33	2	27	1	34	1	33	9	189
	計	5	69	7	68	5	55	6	52	5	59	2	55	30	358
生路小学校	男	0	30	2	25	0	28	2	26	1	30	1	20	6	159
	女	0	24	1	31	1	37	0	25	1	22	1	28	4	167
	計	0	54	3	56	1	65	2	51	2	52	2	48	10	326
片葩小学校	男	0	18	2	27	3	38	0	35	1	34	0	45	6	197
	女	1	27	0	26	0	35	2	32	1	33	1	32	5	185
	計	1	45	2	53	3	73	2	67	2	67	1	77	11	382
石浜西小学校	男	3	32	3	38	2	45	1	46	0	44	3	39	12	244
	女	1	36	1	31	1	37	0	31	0	45	2	33	5	213
	計	4	68	4	69	3	82	1	77	0	89	5	72	17	457
緒川小学校	男	0	54	2	42	2	38	0	24	3	53	3	53	10	264
	女	0	35	1	46	1	51	0	39	2	55	0	32	4	258
	計	0	89	3	88	3	89	0	63	5	108	3	85	14	522
卯ノ里小学校	男	3	29	2	21	2	32	3	24	2	23	2	16	14	145
	女	1	26	2	28	1	16	0	28	0	18	0	27	4	143
	計	4	55	4	49	3	48	3	52	2	41	2	43	18	288
森岡小学校	男	0	31	3	34	1	38	2	39	4	48	1	36	11	226
	女	0	42	1	37	2	47	1	23	0	30	1	40	5	219
	計	0	73	4	71	3	85	3	62	4	78	2	76	16	445
小学校計	男	11	234	19	222	12	241	12	219	15	257	11	231	80	1,404
	女	3	219	8	232	9	256	5	205	5	237	6	225	36	1,374
	計	14	453	27	454	21	497	17	424	20	494	17	456	116	2,778
東浦中学校	男	1	128	8	134	4	133							13	395
	女	3	129	4	150	2	118							9	397
	計	4	257	12	284	6	251							22	792
北部中学校	男	4	69	1	83	3	69							8	221
	女	1	91	1	76	1	81							3	248
	計	5	160	2	159	4	150							11	469
西部中学校	男	2	31	0	29	1	27							3	87
	女	0	22	1	30	1	26							2	78
	計	2	53	1	59	2	53							5	165
中学校計	男	7	228	9	246	8	229							24	703
	女	4	242	6	256	4	225							14	723
	計	11	470	15	502	12	454							38	1,426

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	12 月		11 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	25	0	24
生 路 小 学 校	0	21	0	20
片 葩 小 学 校	0	24	0	24
石 浜 西 小 学 校	1	103	1	101
緒 川 小 学 校	0	35	0	36
卯ノ里小学校	0	28	0	30
森 岡 小 学 校	0	32	0	32
小 学 校 計	1	268	1	267
東 浦 中 学 校	0	81	0	83
北 部 中 学 校	0	43	0	43
西 部 中 学 校	0	16	0	16
中 学 校 計	0	140	0	142
総 計	1	408	1	409

長期欠席者数

(人)

学 校 名	12 月	11 月
藤 江 小 学 校	6	5
生 路 小 学 校	3	4
片 葩 小 学 校	3	4
石 浜 西 小 学 校	11	10
緒 川 小 学 校	1	4
卯ノ里小学校	0	1
森 岡 小 学 校	2	3
小 学 校 計	26	31
東 浦 中 学 校	26	30
北 部 中 学 校	22	23
西 部 中 学 校	2	2
中 学 校 計	50	55
総 計	76	86

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	12 月	11 月
藤 江 小 学 校	0	1
生 路 小 学 校	0	3
片 葩 小 学 校	0	0
石 浜 西 小 学 校	0	0
緒 川 小 学 校	0	0
卯ノ里小学校	2	1
森 岡 小 学 校	3	0
小 学 校 計	5	5
東 浦 中 学 校	2	3
北 部 中 学 校	0	1
西 部 中 学 校	2	0
中 学 校 計	4	4
総 計	9	9

その他

・特になし

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
 - ・新入学学用品費(新小中1年)
 - ・給食費
 - ・林間学校費(小5、中2)
 - ・修学旅行費(小6、中3)
 - ・卒業アルバム代等
- ※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和6年2月)

	曜日	行事名等	備考
1	木		
2	金	入学説明会(藤江小、緒川小、卯ノ里小、森岡小)	
3	土		
4	日		
5	月		
6	火	入学説明会(生路小)	
7	水	入学説明会(石浜西小)	
8	木		
9	金		教育委員会定例会(9:30~)
10	土		
11	日	建国記念の日	
12	月	振替休日	
13	火		
14	水		
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金	天皇誕生日	
24	土		
25	日		
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		

令和5年度
2月分献立予定表(案)

東浦町学校給食センター

19回		献立名		備考
日	曜			
1	木	ご飯	けんちんしのだの甘みそかけ 肉じゃが いよかん	
2	金	ご飯	いわしの揚げ煮 かぶとひじきのあえもの 具だくさんみそ汁 節分豆	2月3日(土)節分
5	月	麦ご飯	米粉ハヤシライス ツナサラダ きな粉揚げパン	
6	火	ご飯	春巻 マーボー豆腐 野菜の中華あえ	
7	水	ご飯	さけの塩こうじ焼き 生揚げのうま煮 野菜の香の物あえ	
8	木	ご飯	きくらげとれんこん入りはんぺん 焼き肉風炒め けんちん汁	
9	金	ソフトめん	ピリ辛汁かけ コーンしゅうまい(小1, 2年1個、小3～2個、中3個) バンバンジーサラダ	
13	火	麦ご飯	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) 中華スープ ヨーグルト	
14	水	ミルクロールパン	焼きウィンナー カリフラワーのクリームシチュー パインアップルのシロップ煮	
15	木	ご飯	さわらのゆずあんかけ 凍り豆腐の卵とじ煮 白菜のしそひじきあえ	
16	金	ご飯	なばなコロッケ きんぴらごぼう 豚汁	
19	月	小型ロールパン	やきそば あいちのれんこんつくね(小1, 21個、小3～2個、中3個) フルーツポンチ	食育の日
20	火	ご飯	メンチカツ 関東煮 野菜としらすのあえもの	
21	水	ご飯	ハンバーグのおろしだれかけ 豆まめサラダ のっぺい汁	
22	木	麦ご飯	ホキフライのソースかけ 八宝菜 切干し大根のごま酢あえ	
26	月	ご飯	さばの塩焼き ひきずり はるみ	
27	火	スライスパン	スラッピースョー ブロッコリーサラダ ポトフ	
28	水	ご飯	厚焼き卵 きゅうりの酢の物 豚肉と大根の煮物	
29	木	麦ご飯	米粉カレーライス チキン竜田揚げ キャベツのゆかりあえ	中3年:スペシャルランチ

たばものカレンダー なばな

卒業スペシャルランチメニュー(案)

- ・主食(通常給食と同じ) ・牛乳
- ・主菜(鶏のから揚げor照り焼きチキン)※
- ・副菜(通常給食と同じ)
- ・煮物(通常給食と同じ)
- ・デザート(きなこ揚げパン)

※クラスの人数の6割ずつお届けします。どちらか1つセレクトください。

★特別支援学級の生徒は交流学級で配膳してください。

令和5年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

1月 事業報告

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・ 7日（日）二十歳のつどい
 - ・ 文化センター はじめての墨彩画講座
 - ・ 地区コミセン 着付け教室（緒川）
- 2 図書館事業
 - ・ 27日（土）バリアフリー上映会「武士の家計簿」
- 3 郷土資料館事業
 - ・ 1/21（日）まで ミニ企画展「収蔵品展－郷土の書家 原田鳴石－」
 - ・ 古文書教室、陶芸教室（ろくろ・手びねり）

2月 事業計画

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・ 文化センター はじめての墨彩画講座
 - ・ 地区コミセン 着付け教室（緒川）
- 2 図書館事業
 - なし
- 3 郷土資料館事業
 - ・ 3日（土）～3/24（日）まで ミニ企画展「ひなまつり展」
 - ・ 17日（土） 水野氏講座「天下の平和の創出と女性たち～豊国祭図屏風と
知恩院於大の方座像」
 - ・ 古文書教室、陶芸教室（ろくろ・手びねり）

その他

- ・ 地域クラブ（吹奏楽）参加登録者数（1月5日現在）
東浦中学校 27名 北部中学校 5名 西部中学校 5名

令和5年度スポーツ課事業報告・事業計画

1月事業報告

- 1 スポーツ推進委員会
9日（火）スポーツ推進委員定例会
20日（土）ペタンク研修会（メディアスひがしうら第2グラウンド）
20日（土）知多地区スポーツ推進委員研修大会（南知多町）
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会
21日（日）知多北地区ビーチボールバレー大会（知多市）
- 3 スポーツ協会
11日（木）表彰選考委員会（はなのき会館）
25日（木）役員会（はなのき会館）
- 4 アジア競技大会・アジアパラ競技大会
19日（金）～26（金）フラッグツアー（町内小中学校、東浦高校、メディアス体育館ひがしうら）
- 5 ひがしうら地域クラブ（1月から新規）
13日（土）軟式野球、バレーボール（北部中）、バスケット、剣道、柔道
14日（日）卓球（東浦中）、サッカー、ハンド

2月事業計画

- 1 スポーツ推進委員会
6日（火）スポーツ推進委員定例会（研修室）
9日（金）・10日（土）第71回東海四県スポーツ推進委員研究大会（静岡県）
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会
11日（日）知多北地区スポーツ推進委員 後期研修会（知多市）
- 3 スポーツ協会
17日（土）スポーツ協会表彰式（勤労福祉会館）